

北広監査第43号
令和2年3月19日

北広島市長 上野正三様

北広島市監査委員 川村 豊
北広島市監査委員 佐藤 敏男

定例監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記部局の令和元年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

1 監査実施部局

- (1) 市民環境部
- (2) 保健福祉部
- (3) 建設部
- (4) 教育部
- (5) 工事監査（建設部）

令和元年度 定例監査報告書

監査の対象 市民環境部、保健福祉部、建設部、教育部

監査の範囲

- ・平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 11 月 30 日までに執行された収入事務、支出事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務
- ・平成 30 年度定例監査実施対象期間後に執行された収入事務、支出事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務

監査の期間 令和 2 年 1 月 14 日から令和 2 年 2 月 4 日まで

監査の結果

市民環境部

(市民課、北広島団地住民センター連絡所、
エルフィンパーク市民サービスコーナー、西部出張所、
大曲出張所、西の里出張所、環境課、市民参加・住宅施策課)

今回の監査は、はじめに市民環境部長から、令和元年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行

予算の執行については、主として提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書との数値の照合、現金及び準公金の取り扱いを対象として、関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務

収入に関する事務については、主として使用料、手数料、補助金、委託金、財産収入、寄附金及び諸収入を対象として、調定書、補助金等交付申請書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

3 支出事務

支出に関する事務については、主として報酬、報償費、旅費、食糧費、時間外勤務手当、契約、負担金、補助金及び交付金の支出を対象として、支出負担行為書、支出命令書、出勤簿、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、契約の施行決定書及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 財産管理事務

財産に関する事務については、主として物品の管理状況、公有財産の貸付状況を対象として、備品台帳、公有財産の貸付申請書及び郵便切手類受払台帳等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

保健福祉部

(福祉課、高齢者支援課、高齢者・障がい者相談担当、
健康推進課、保険年金課)

今回の監査は、はじめに保健福祉部長から、令和元年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行

予算の執行については、主として提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書との数値の照合、現金及び準公金の取り扱いを対象として、関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務

収入に関する事務については、主として負担金、使用料、補助金、財産収入、寄附金、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を対象として、調定書、補助金等交付申請書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

3 支出事務

支出に関する事務については、主として報酬、賃金、報償費、旅費、時間外勤務手当、契約、補助金及び交付金の支出を対象として、支出負担行為書、支出命令書、出勤簿、賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、契約の施行決定書及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 財産管理事務

財産に関する事務については、主として基金の管理状況、物品の管理状況を対象として、備品台帳、郵便切手類受払台帳等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

建設部

(庶務課、都市整備課、建築課、土木事務所)

今回の監査は、はじめに建設部長から、令和元年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行

予算の執行については、主として提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書との数値の照合、現金及び準公金の取り扱いを対象として、関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務

収入に関する事務については、主として使用料、手数料、補助金、財産収入及び寄附金を対象として、調定書、補助金等交付申請書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

3 支出事務

支出に関する事務については、主として報酬、賃金、報償費、旅費、時

間外勤務手当、契約、補助金及び交付金の支出を対象として、支出負担行為書、支出命令書、出勤簿、賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、契約の施行決定書及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 財産管理事務

財産に関する事務については、主として基金の管理状況、物品の管理状況を対象として、備品台帳、公有財産の貸付申請書及び郵便切手類受払台帳等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

教育部

(教育総務課、学校教育課、西部小学校、大曲小学校、大曲中学校、広葉中学校、小中一貫・教育施策推進課、社会教育課、文化課、エコミュージアムセンター、学校給食センター、図書館計画担当、図書館、中央公民館、西の里公民館、フレンドリーセンター)

今回の監査は、はじめに教育部長から、令和元年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行

予算の執行については、主として提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書との数値の照合、現金及び準公金の取り扱いを対象として、関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務

収入に関する事務については、主として使用料、補助金、財産収入及び寄附金を対象として、調定書、補助金等交付申請書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

3 支出事務

支出に関する事務については、主として報酬、賃金、報償費、旅費、交

際費、時間外勤務手当、契約、補助金及び交付金の支出を対象として、支出負担行為書、支出命令書、出勤簿、賃金台帳、旅行命令簿、現金出納簿、時間外勤務命令簿、契約の施行決定書及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 財産管理事務

財産に関する事務については、主として基金の管理状況、物品の管理状況を対象として、備品台帳、郵便切手類受払台帳、毒物及び劇物管理台帳、消防計画等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和元年度 定例監査（工事関係）報告書

監査の対象 建設部

監査の範囲 令和元年度中に施工又は完成予定の工事

監査の期日 令和 2 年 1 月 14 日

監査の結果

今回の監査は、「監査の範囲」のうちから、市営住宅共栄団地建替え工事（5号棟）を抽出して、工事事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、設計書、起工決定書、契約書等の関係書類を検査するとともに、関係職員から工事の概要についての説明を聴取し、現地において完成状況等の確認を行った。

監査の結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。